

市民活動総合補償制度の内容が変わります～スポーツ活動が対象外に～

今年度から、市民活動総合補償制度の内容が変わります。特にスポーツ団体の競技者やスポーツ事業の参加者等が行うスポーツ活動については対象となりません。また、補償額も変更されていますので、ご確認ください。

◎補償制度の対象となる活動は

主な活動場所が市内にあり、5人以上の共通の目的を持った市民による継続的・計画的な活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象外となります。

区 分	てん補限度額	
対 人 賠 償	1 名	1,000万円
	1 事故	5,000万円
対 物 賠 償	1 事故	100万円
受 託 品 賠 償	1 事故	100万円
1 事故につき、5,000円は免責で自己負担		

◎補償内容は

<賠償責任保険>

市民団体等の指導者などが活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合のほか、財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合。

区 分	給付限度額	
死 亡	1 名	200万円
後 遺 障 害	1 名	9～200万円
入 院	1 名	1日3,000円(180日限度)
通 院	1 名	1日1,000円(90日限度)
入院・通院補償金は、事故日より合算して180日が限度		

<傷害保険>

市民団体等の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障がいやを被ったり、または入院、通院による治療を要するけがをした場合

◎対象とならない事故

- ・指導者や参加者の故意による事故
- ・地震や洪水などの自然災害による事故
- ・暴動や労働争議などの社会的騒ぎによる事故
- ・無資格運転や酒酔い運転
- ・山岳登坂、スカイダイビング、ハングラライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- ・スポーツ団体の競技者やスポーツ事業の参加者等が行うスポーツ活動
- ・施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- ・けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症状のないむち打ち症や腰痛

◎活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出ください。(昨年度に提出いただいている団体は必要ありません。)

◎事故が発生したら

市民活動団体の代表者などは、市民活動中に事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に係する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

問い合わせ 市民活動推進課 市民活動担当
☎65-0687 FAX63-4554

■一般コミュニティ助成

虫 生 野 区	120万円	テント、輪転機
宮 前 区	150万円	ノートパソコン、複写機
米屋町町内会	250万円	見送幕(復元新調)
滝 区	250万円	グランド照明設備、マイクロハンドホン他
大原市場区	250万円	バックネット、スポーツベンチ他
上 野 区	120万円	放送機器、ノートパソコン他
ニューボリス区	190万円	刈払機、マッサージチェア他
稗 谷 区	170万円	エアコン、放送機器他

■コミュニティセンター助成

大 原 中 区	1,500万円	大原中公民館新築工事
---------	---------	------------



▲整備された大原中公民館

この事業は、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を目的とし、宝くじの収益金の一部を財源として助成されるものです。平成19年度に助成を受け、整備されたのは次の9地区です。これらの助成により、地域内の交流をはじめ、円滑なコミュニティ活動が図られることが期待されます。

平成19年度 コミュニティ助成事業

市民活動推進課 市民活動担当
問い合わせ
☎65-0687
FAX63-4554